

# 早稲田神社ふれあい朝市 出店規約

## 1.出店について

- 出店希望者は必ず開催 1 週間前までに早稲田神社 HP 内にある出店者応募フォームより応募してください。
- 出店ブースの申込みは原則先着順で対応致します。定数に達した場合は誠に申し訳ございませんが出店をお断りさせていただきます。
- 開催当日は原則として申込者(未成年の場合は保護者の承諾が必要)が参加することを条件とします。尚、必要に応じて身分証明証の提示をお願いする場合があります。
- 出店位置は、原則として実行委員会で抽選の上、決定します。
- 会場・運営の都合上、やむを得ず出店位置・レイアウトを変更する場合があります。
- 会場内に車両を乗り入れての搬入出を行う場合、事前にその旨をご連絡ください。開催時間の 20 分前より新たに車での搬入はできません。その際は必ず神社裏手の臨時駐車場に駐車後手運びしてください。
- 車両搬入の場合、搬入車両は 1 ブースにつき 1 台です。
- 高額と思われる物品や保証の無い家電品・精密機器などには、十分な説明を行い後日の連絡先や領収証を発行して下さい。
- 当日の気象状況が急変する場合の対策については、必要に応じて出店者で行って下さい。
- 自身の出店場所及びその周辺は必ず清掃を行い、ゴミは自宅で処分して下さい。放置や帰宅途中での投棄は厳禁です。
- 実行委員会の指示に従わず会場施設などを傷つけた場合、当事者の費用と負担に於いて原状回復して頂きます。
- 会場での物品・金銭のやり取り、事故などの対応は当事者間の責任に於いて行って下さい。また盗難や万引きなどの弁済責任を実行委員会では負いませんので、物品・金銭の管理は出店者の責任に於いて行って下さい。実行委員会では、特別な場合を除き、前記トラブルについて関与しません。
- スタッフの指示には従うようにして下さい。
- 実行委員会の指示に従わない場合や本規約を守って頂けない場合、また他に迷惑をかける行為などを行った場合は退場して頂く場合があります。  
また今後のご出店をお断りすることがあります。

## 2.禁止事項

- 社会通念上不適当と思われるもの、及び法律・関係諸条例に抵触する物品の持ち込み、販売、及び行為。

- 偽ブランドや海賊版・コピー商品などの違法商品、盗品、危険物、生き物、飲食品全般(実行委員会が認めた場合を除く)、医薬品、嗜好品の場内への持ち込み、及び販売。また射幸心をあおるくじ引き類や、掛け売り行為など。
- 当協会が不適当と判断したものの販売、行為。
- 開催時間前の物品・金銭のやり取り。また会期中の場内で他の出店者から購入した物を自分の出店場所で販売すること。
- ブースのはみ出し、及び強引な販売・勧誘行為。

### 3.中止について

- 雨天の場合など気象状況、会場の都合により開催が中止となる場合があります。開催・中止の判断は開催当日会場にて実行委員会が行います。また開催決定後も気象状況の急変によりやむを得ず開催を中止する場合があります。不明確な天候の場合は出来るだけご来場下さい。
- 中止決定後に天候が回復した場合でも、開催は行いません。また開催途中での中止の場合も同様です。
- 当日の天候や運営の都合により開催時間が変動する場合があります。また、必要に応じて待機頂く場合があります。

### 4.諸注意

- 開催日は、諸事情により変更になることがあります。
- 出店及び開催が中止になったことにより生じた派生的・付随的・間接的損害(営業上の利益の損失や損害を含む)について、実行委員会では一切責任を負いません。
- 出店料のお支払い後及び、決済後のキャンセル・変更はできません。
- いかなる場合も、出店料の返金は出来ません。(\*返金対応の表記のある会場を除く)
- 本規約に違反するなど、問題があった場合、当協会の判断で今後の出店をお断りします。
- 本利用規約の成立、効力発生、解釈にあたっては日本法を準拠法とします。
- 早稲田神社ふれあい朝市への出店に起因または関連して実行委員会と出店者様との間で生じた紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2018年5月30日制定